

令和4年3月31日

豊島区社会福祉事業団

新型コロナウイルス感染症への対応について

東京都では、今月 21 日のまん延防止等重点措置解除後も感染者数は高止まりの状況にありますが、社会経済活動は制限緩和の動きが広がっています。

それにともない、面会、ボランティア、実習生の受け入れ、会議室の利用等について、令和4年4月より以下の対応といたします。(変更部分は、下線を引いた部分です。他は3月と同じです。)

当面4月末までとし、5月以降の対応については、4月中に改めてお知らせします。

1. 特養、グループホームなどの入所施設

・面会について⇒【別紙1】をご覧ください。

- ・ボランティアの受け入れは引き続き中止します。
- ・実習生の受け入れは、高齢者総合相談センターと同様とします。

2. デイサービスなど通所施設

- ・ボランティアの受け入れは、利用者との接触がない、あるいは距離が離れての活動は可とします。
- ・実習生の受け入れは、高齢者総合相談センターと同様とします。

3. 会議室の貸し出し

- ・当法人が主催又は運営する事業、包括が関わる会議等に限り可能とします。

4. 高齢者総合相談センター

- ・介護予防サロン、おとな食堂等のボランティアについては、規模を縮小するなど対策を工夫できる場合、受け入れを可とします。
- ・実習生の受け入れは、感染防止策の徹底を条件として、利用者との接触がない、あるいは距離を離しての活動に限り可とします。

5. 傾聴ボランティアステーション

- ・傾聴コーナー「ひだまり」、個別訪問ボランティアについては、規模の縮小、場所の工夫、利用者との距離の確保などができる場合、可とします。

6. 認知症カフェ

- ・そよ風カフェ かもん(菊かおる園ケアハウス棟)は、規模の縮小、場所の工夫、利用者との距離の確保などができる場合、可とします。
- ・そよ風カフェ ひまわり(風かおる里)は、引き続き中止します。

【別紙1】

入所施設における家族の面会について

以下により、対面面会を再開します。

○ワクチンの接種状況、事前の検温と健康状態の聞き取りを行い、発熱等の症状がないことを確認のうえ、マスクの着用、手洗い、消毒の実行を徹底します。

○面会の際、身体的接触を伴う行動は禁止します。

○感染拡大や感染拡大傾向がみられた場合は、中止することとします。

(1) 特養

① 面会ブースにおける面会とします。

② 一日当たりの面会の件数は、LINE 面会を含め、現状の件数（3～4件）とします。

また、面会者は2名程度までとします。

③ 面会は平日のみとします。

④ 再開日は各施設の状況に合わせてこととし、準備ができ次第とします。

(2) グループホーム、ケアハウス

① 上記の特養の例に準じて取り扱うこととし、準備ができ次第面会を再開します。

② 感染防止対策を徹底の上、施設の特性、実態に応じた対応を実施することとします。

※面会の再開状況等について、詳しくは、下記の各施設等にお問い合わせください。

お問い合わせ先

【特別養護老人ホーム】

アトリエ村 03-5965-3400

風かおる里 03-5982-1021

菊かおる園 03-3576-2266

【グループホーム】

小菊の家 03-5980-0866

【ケアハウス】

菊かおる園 03-3576-2266

【デイサービス】

アトリエ村 03-5965-3404

風かおる里 03-5982-2102

菊かおる園 03-3576-2203

長崎第二豊寿園 03-5966-2564

【高齢者総合相談センター】

アトリエ村 03-5965-3415

菊かおる園 03-3576-2245

東部 03-5319-8703

【傾聴ボランティアステーション】

事業団事務局 03-5980-0294